

全国司法書士女性会FAX通信311号 (2019年9月号)

発行責任者 会 長 鵜 川 智 子

事務局 〒569-1117 大阪府高槻市天神町1-8-2寺本ビル2階

司法書士 鵜川智子 fax 072-683-8305

e-mail takatsuki@office-ukawa.jp

HP <http://shihosyoshi-joseikai.com/>

台風・大雨の被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

涼しくなりますと暑かった夏の疲れが出やすいです、くれぐれもご自愛ください。

さて、去る7月28日初めての「熊本研修会」が終了致しました。
講師の中井弁護士から丁寧な解説を頂戴し、中身の濃い充実した研修会となりました。中井先生、有難うございました。
参加者の皆様、有難うございました。

今後のスケジュール

9月28日(土)

大阪弁護士会館にて、各士業女性合同研修会

10月5日(土)

彦根にて、第23回全国司法書士女性の集い・第20回全国司法書士女性会総会 講師に中井先生 再登場です。

また、新たに10月12日(土)

東京にて、各士業女性合同研修会 東京版

をそれぞれ開催致しますので、ご案内をさせていただきます。

(こちらの会は 全国女性税理士連盟さんにお申込み下さい。

司法書士の研修単位付与申請は可能です。)

是非 ご参加下さい！

令和元年7月28日 民法研修会の報告

理事 大津則子（東京会）

全国司法書士女性会の令和最初の研修会は、7月28日熊本にて民法研修会を開催しました。昨年、大分での第19回全国司法書士女性会総会の研修会に参加戴いたことが切っ掛けとなり、熊本県会の竹原久美子司法書士にご協力戴き、熊本での女性会の研修会が実現しました。

講師には、法制審議会民法（債権関係）部会委員として改正に関与された中井康之弁護士をお招きしました。会場はホテル日航熊本、落ち着いた雰囲気の中で、九州各会から十数名の方に参加戴きました。項目毎に質問させて戴く形式にしました。

「第1 はじめに」として行われた改正議論の始まり、制定後約120年が経過した民法の現状、改正の必要性和方向性から法制審議会民法（債権関係）部会における審議の経過と施行まで、についての丁寧な解説は、改正の意義を改めて見直すことが出来て大変有意義でした。

「第2 改正法の概要」では、法定利率の改正、消滅時効の改正、個人保証の改正、約款規制の新設、契約内容の合理性の担保、損害賠償と解除、債権譲渡、相殺、売買、請負、賃貸借と11項目に亘り、現行民法と改正法、実務への影響、其々の項目の注意点も含め、事例も挙げて講義戴きました。

受講者が関心を持った項目の1つに、個人保証の改正がありました。個人根保証契約で極度額を定めなければならなくなったこと、例として建物賃貸借契約の親族保証です。情誼性に基づく保証のために、事業のために負担した貸金等債務を主たる債務とする保証契約に関して、公証人による保証意思の確認制度が創設されたこと。この制度は経営者の保証には適用されない、個人経営者の配偶者も経営者としたことについて批判もあり、共同事業者に準じる配偶者に限る制限的解釈論によること。そして新465条10の主たる債務者の経営者の状況の情報提供義務、新458条の2の主たる債務の履行状況の問い合わせに対する回答、新458条の3の主たる債務者が期限の利益を失った時の通知義務について解説戴きました。受講者からの質問も多く、回答の中で今後の銀行や貸金業者の対応についての予測も伺いました。

第3 改正法の施行に備えての項は、時間の関係で駆け足になりましたが、項目毎に適宜区切って、質問を受付けて回答して戴くことで、今後の問題点が浮き彫りになる場面もあり、改正内容をよく把握することができ、少人数だからこそ実現したゼミの様な充実した研修会でした。

今年10月5日彦根での第20回全国司法書士女性会総会 研修会の講師も中井先生にお願いしています。続きは次回の研修会でとお伝えして、参加者皆さんと彦根で再会することを楽しみに、研修会は無事終了しました。

第23回女性の集い、第20回全国司法書士女性会総会

全国司法書士女性の集いのご案内

ゆるキャラの“ひこにゃん”で有名になった彦根城近くのホテルへ
疲れを癒しに来てください。

ホテルでは静かな空気が漂い、目の前には琵琶湖が広がっています。
研修内容は司法書士にとって絶対に必要な債権法改正です。

懇親会後は、街に出るもよし、温泉に出かけるもよし。

是非、現地でお会いしましょう。

新幹線米原駅からホテルまでの送迎もごさいます。

記

●開催日時 2019年10月5日(土) 13:00~16:00

●開催地 彦根ビューホテル

〒522-0002 滋賀県彦根市松原町網代口 1435-91

TEL 0749-26-1111 (ホテル直通)

◇集合 12:30 米原駅東口(在来線側)

◇研修会 13:00~16:00

テーマ: 『待ったなし! 今から必要!! 民法(債権関係)

改正』

講師: 弁護士 中井康之 氏

法制審議会民法(債権関係)部会委員

定員: 60名

◇第20回全国司法書士会女性会定時総会 16:00~16:30

◇懇親会(全国司法書士女性の集い) 17:00~19:00

◇参加費用 ◎研修会費 無料

◎懇親会費 7,000円 <当日会場でお支払いください>

◎宿泊費 6,600円(朝食付)

※ 女性会会員以外の方のご参加も承っております。もちろん、男女共同参画型です。

※ 研修会参加者は、所属司法書士会の研修単位の付与申請が可能です。

※ 参加申し込み方法 右申込書を、実行委員会事務局までFAXにてお願い致します。

※ 定員を超えた場合、ご入場いただけない場合がございます。ご了承くださいませ。

※ 翌日はゴルフコース、彦根城コース、観光コースに分かれる予定です。

参加申込書

(9月 27日 締切)

お名前 _____

所属会 _____

事務所 _____

TEL _____

FAX _____

※ ご希望にチェックして下さい

総会 参加【 】 不参加【 】 研修 参加【 】 不参加【 】
懇親会 参加【 】 不参加【 】 宿泊 する【 】 しない【 】

翌日（日曜日）のご希望

【 】ゴルフ 【 】彦根城 【 】観光

FAX送信先 全国司法書士女性会事務局

(司法書士法人鵜川事務所事務所内)

FAX→072-683-8305

♪全国司法書士女性会入会のお申込み・お問い合わせ等

E-mail→ takatsuki@office-ukawa.jp

URL→<http://shihosyoshi-joseikai.com>

令和元年 7 月吉日

会員各位

全国司法書士女性会会長 鶴川 智子

第 2 1 回 各士業女性合同研修会のご案内

(主催：大阪弁護士会・日本公認会計士協会近畿会女性会計士委員会・全国司法書士女性会・大阪府社会保険労務士会・全国女性税理士連盟)

初夏の候、会員の皆様には益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
さて民法（相続関係）の改正がおよそ 40 年ぶりに行われ、一部の規定を除き 2019 年 7 月 1 日から施行されることになりました。この民法の改正を受け皆様ご存じの通りさまざまな税制改正が予定されています。

そこで、今年の各士業女性合同研修会では、今年の民法（債権関係）に引き続き民法（相続関係）をテーマとして取り上げることとしました。まずは弁護士の金澄道子氏（法制審議会民法(相続関係)部会幹事）から民法（相続関係）の改正の経緯や概要などを総括していただき、次に税理士の坪多晶子氏から配偶者居住権などの気になる評価上の論点をご教示いただきます。その他、公認会計士や司法書士の方々からもそれぞれの専門分野の立場で言及いただく予定です。

皆様ぜひ奮ってご参加下さい。

※この研修会は、3.5 時間の研修単位が付与されます。

日 時： 令和元年 9 月 28 日（土）

研修会 13：00～16：30

懇親会 17：30～19：30

場 所： 大阪弁護士会館 2 階

大阪市北区西天満 1-12-5 TEL：06-6364-0251

テーマ： 相続法改正

～知らないは大変！ どう変わる「相続」～

スケジュール&プログラム：

研修会（前半） 13：00 ～ 15：05

講 師： 第 1 部 弁護士 金澄 道子 氏

第 2 部 税理士 坪多 晶子 氏

<休 憩 15：05 ～ 15：20>

研修会（後半） 15：20 ～ 16：00

講 師： 第 3 部 公認会計士 安原 徹 氏

第 4 部 司法書士 竹原 久美子 氏

質疑応答 16:00 ~

研修会費： 無 料

懇親会： 研修会終了後に、レストランアラスカ（大阪市北区中之島2-3-18 フェスティバルタワー2F 地下鉄四つ橋線「肥後橋」駅と京阪中之島線「渡辺橋」駅直結）にて懇親会を開催いたします。**会費（6000円）**は当日研修会会場にてお支払い下さい。

他士業の方々との交流のよい機会ですので、多数のご参加をお待ちしております。

申 込 先： 全国司法書士女性会事務局（司法書士法人鶴川事務所内）
（問合せ TEL 072-683-0283）

9月18日（水）までに

「全国司法書士女性会HP」よりお申込み下さい。

※FAXでお申込みの方は下記をご利用ください。

TO： 全国司法書士女性会（FAX 072-683-8305）

各士業女性合同研修会 申込用紙

✽ 参加ご希望の会に○をつけてください

研修会 ・ 懇親会

お名前 _____ 所属会 _____

ご連絡先 TEL： _____ FAX： _____

✽ 一時保育希望の場合（要予約・無料）は、下記にご記入ください。
（詳細は、追ってご連絡いたします。）

お子様のお名前 _____ 年齢 _____ 歳 _____

※懇親会につきましては、人数分の予約のためキャンセルされる場合は必ず9月25日（水）までにご連絡ください。キャンセルのご連絡がなく欠席されますと、懇親会費を頂戴する場合がございます。

※講師の先生へのご質問、その他本研修会へのご要望等ございましたらこちらにお書き下さい。

各士業各位

2019(令和元)年8月吉日

全国女性税理士連盟会長 毛利 麻子 東日本支部支部長 三上 広美
全国制度部長 大串 恵子 東日本支部総務部長 山田 諭子

日本女性法律家協会との合同研究会開催のご案内

残暑厳しい日が続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。日本女性法律家協会と全国女性税理士連盟東日本支部は全国制度部との共催により、今回第9回目迎える合同研究会を、各士業合同研修会として他士業の方も交えて開催することとなりました。

2019年4月より、働き方々が、それぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現するために、働き方改革が順次施行されています。事業主は、労働者の労働時間の短縮や労働条件の改善など、環境の整備が必要となります。法務、税務だけでなく、労務や行政への対応など多岐にわたります。今回の研修で他士業の方々と交流させていただき、業務の連携のきっかけになればと存じます。

また、研修会の後には、懇親会も開催されますので、日頃、顔を合わす機会のない他士業の会員の方と、名刺交換ができます。多くの会員の皆様のご参加をお待ちしています。9月27日(金)までに全国女性税理士連盟ホームページよりお申し込みください。

記

日 時：令和元年10月12日(土)

研修会 14時～17時

懇親会 17時半～ 会費 5000円(代々木駅付近で開催予定)

場 所：東京税理士会館 2階(東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目10-6)

テーマ：働き方改革

第1部 ①基調講演「キャリアと法 ～ 法は職業キャリアをどう位置づけているか？」

講師 法政大学名誉教授 諏訪康雄氏

②研修会 労働基準法関連 講師 特定社会保険労務士 片岡正美氏

第2部 各士業における働き方改革パネルディスカッション

弁護士・税理士・司法書士・公認会計士・社会保険労務士・他

質問コーナー

問い合わせ先：全国女性税理士連盟 制度部長 大串恵子 (keikoh@tax-chaos.com)

大阪市北区南森町1-4-19-4F 税理士法人カオス内 TEL:06-6311-6000

申込は、全国女性税理士連盟ホームページ(jozeiren.com/)からお願い致します。

I 合同研修会に 参加します

II 懇親会に 参加します、 参加しません

お名前： 士業：公認会計士・司法書士・社会保険労務士など

TEL：日中連絡の取れる電話番号